

- 2面 再犯防止に向けて取り組んでいます
- 3面 会社法施行に伴う登記がはじまります
- 4面 ハンセン病に関するビデオ上映会を開催しました
平成17年の人権侵犯事件について



http://www.moj.go.jp/k/index.html

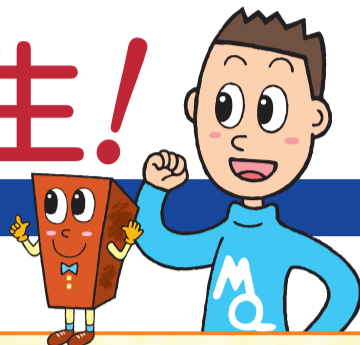
あつねが

2006 April Vol.14

法務省大臣官房
秘書課広報室
Tel:03-3580-4111(代)

● 法務省の詳しい情報は下記のホームページをご覧ください。
<http://www.moj.go.jp/>

日本司法支援センター誕生!



～4月10日に日本司法支援センター(愛称:法テラス)が設立されました～

日本司法支援センターは、平成16年6月2日に公布された総合法律支援法に基づいて設立されることになった法人です。支援センターの設立の時期は、「総合法律支援法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」とされ、法律が公布されてから、約1年10か月の設立準備期間を経て、平成18年4月10日にいよいよ誕生しました。

法テラス ってなに?

「法で社会を明るく照らしたい。」
「陽当たりのよいテラスのように皆様
安心できる場所にしたい。」
という思いを込めて、
「法テラス」と名付けました。



支援センターとは?

貸したお金を返してもらえない、訪問販売で高額な商品を買ってしまった、困っている……。このような決して珍しいとは言えない法的トラブルに直面してしまったときに、どうすればいいのかお分かりの方は、あまり多くないのではないのでしょうか。「法的トラブルの解決に、そもそもどのような方法があるのか分からない」「弁護士さんに相談するといってもどうすればいいのか分からない」「弁護士さんの声がよく聞かれません。」など、そのような「国民から司法が縁遠い」状態を解消し、全国どこでも、法的トラブルの解決に必要な情報やサービスを得られるようにしようというのが総合法律支援構想です。

支援センターでは、何をしてくれるの?

① 情報提供業務
支援センターでは、法的トラブルの解決に役立つ法制度など

の各種情報を無料で提供します。また、弁護士会、司法書士会、地方自治体などの様々な相談窓口の中で、最も適した相談窓口をご紹介します。そのほか、電話やインターネットでも、トラブルに巻き込まれた方への情報提供を行います。

② 民事法律扶助業務

資力の乏しい方に対しては、無料法律相談を行います。また、弁護士・司法書士の裁判代理費用や書類作成費用の立替えなども行います。

③ 司法過疎対策

弁護士や司法書士がいないなどの理由から法的サービスを十分に受けられない、いわゆる司法過疎地域において、法的サービスの提供を行います。

④ 犯罪被害者支援業務

犯罪被害者の援助に精通している弁護士や専門機関を紹介するなど、被害者支援に関する様々な情報を提供します。

⑤ 国選弁護関連業務

「国選弁護人」とは、刑事事件の被疑者・被告人が経済的理由により弁護士費用を負担するのが難しい場合に国の費用により裁判所が選任する弁護人で、被疑者・被告人の人権保護の観点からも必要不可欠な存在です。この国選弁護人を迅速かつ確実に確保し、捜査から裁判まで一貫した国選弁護体制を整備します。

業務開始は本年10月から

支援センターの業務開始は、今年の10月を予定しています。少なくとも全国の都道府県庁所在地(北海道については、札幌市に加え、函館市、旭川市及び釧路市)の計50か所に事務所を設け、全国一斉に業務をスタートできるように、現在、事務所の整備や職員の採用・研修などの準備を急ピッチで行っています。

金平輝子理事長からのメッセージ

支援センター理事長の金平輝子です。いよいよ、日本司法支援センターが誕生しました。総合法律支援構想の中核として、支援センターの果たすべき役割は大変重要なものです。そのスタートを無事に切ることができ、ここでこうしてみなさんにごあいさつできることをとてもうれしく思います。

法人自体は設立されましたが、業務を開始するのは今年の10月を予定しています。業務開始までのこれから約6か月間は、「法的なトラブルで困ったときには、支援センターへ行ってみよう!」とみなさんに思っていただけのような、信頼される業務を行うことができる組織となるように、準備作業に専念したいと思っております。

まだまだ「支援センターって何だろう?」とお思いの方が大勢いらっしゃると思います。そのような方々も、ひよっとしたら、支援センターが必要となる事態に直面されることがあるかもしれません。ですから、準備作業と同時に、支援センターの役割、みなさんの生活にどのように役立つのかも含めて、支援

身に覚えの無い架空の請求にご注意を!

センターの存在を、一人でも多くのみなさんに、お伝えしていきたいと思っております。

さらに、「法テラス」という愛称についても、みなさんに親しみを呼んで呼んでいただけよう努めたいと考えています。

生まれたばかりの「法テラス」をどうぞよろしく願います。

最近、法務省の名称などを不正に使用した架空請求が増えています。

もし、身に覚えの無い通知が送付されたときは、通知に書かれた連絡先には絶対に連絡をとらないで、国民生活センターなどの公的機関にご確認ください。

＜以下の名称も法務省の機関ではありません＞
(ほかにもありますのでご注意ください)

- 法務省管轄支局訴訟管理事務局
- 民事管轄支局民事管理事務局
- 民事訴訟通達管理局
- 民事訴訟通達センター

＜架空請求に関するホームページ＞

- 法務省HP⇒url●<http://www.moj.go.jp/kaku.html>
- 国民生活センターHP⇒url●http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/twoshotto.html
- 警察庁HP⇒url●http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/3_kakuuseikyuu.htm



民事訴訟最終告知

管理番号(わ)00000-000
この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用された契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行に
よる民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。以降、下に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このままご通知日を経たままでは原告側の主張が全面的に受理され裁判後の措置として給料差し押さえ及び、動産物、不動産差し押さえを執行官の立ち会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂きますようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。

訴訟問題及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて賜っておりますので監視課職員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして最終通告とさせていただきます。

※裁判取り下げ最終期日 平成18年00月00日

〒101-0000 東京都千代田区霞ヶ関0-0-0
法務省管轄機構 民事訴訟管理局 (管理課)
0120-000-000
受付窓口 平日 9:00-18:00

- ① 裁判所に訴状が提出されたという通知や裁判所からの支払督促は、裁判所から、「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封筒で送付されます。葉書や普通郵便で送付されることはありません。また、「強制的に財産を差押える」などのおどし文句を記載することで、不安におとしめようとするものです。
- ② 時間がないように見せかけ、焦りを誘って、冷静な判断をさせないようにするものです。
- ③ 法務省にこのような機関はありません。
- ④ フリーダイヤルを記載して、連絡しやすくする例もありますが、決して連絡しないようにしましょう。

再犯防止 取り組んでいます

刑務所を出所する人などの再犯を防止するため、法務省では、

- ① 警察に対する刑務所出所者情報などの提供
- ② 刑務所出所者などに対する就労支援
- ③ 性犯罪者をはじめ、刑務所在在所者や保護観察対象者を行う処遇プログラムの充実強化

の3つを中心として取り組んでいます。今回は、③のうち、「性犯罪者処遇プログラムの実施」について紹介します。



性犯罪者処遇プログラム研究会



性犯罪者処遇プログラム研究会

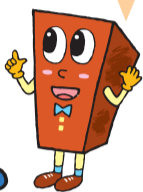
幼い子どもに対する痛ましい事件が起きたことを受け、法務省では、昨年4月に「性犯罪者処遇プログラム研究会」を立ち上げました。研究会では、精神医学や心理学などの専門家をメンバーとして、性犯罪者の再犯防止を実現するための科学的・体系的なプログラムについて検討しました。出来上がったプログラムは、刑務所と保護観察所において、平成18年度から実施していきます。

プログラムは、カナダやアメリカ、イギリスなどの諸外国に

プログラムは
[Canada] [USA] [UK]
で認められている
「認知行動療法」を
活用したものだ!



小さな子どもを守るために大切なものなんだね



において性犯罪者に対して効果があると認められている「認知行動療法」を活用したものです。具体的には、一人一人の対象者に自分が性犯罪に至った要因を検討させた上で、再発を防ぐための具体的な手段を考えさせ、自己統制のために必要な技術（スキル）を身に付けさせることを中心としています。

刑務所のプログラム

プログラムは、受刑者の問題性の大きさ、再犯のおそれの大きさなどに応じ、大きく分けて3つの種類があり、上記の自己統制を中心とした科目のほか①性犯罪被害者について理解を深めさせるための科目②性犯罪につながる価値観や物事の捉え方のゆがみに気付かせ、修正させるための科目③感情を安定させたり、対人関係を維持する能力を高めさせるための科目などから構成されています。

刑務所では、新たに刑が確定したすべての受刑者について、罪名や事件の内容、常習性や問

題性の程度等から、このプログラムの受講が必要かどうかを判定します。受講が必要と認められた者は、全国8つの調査センターで専門の調査を受け、どのプログラムをいつの時点で受けるかを決められた上で、適当な時期にプログラムを受講することになります。

なお、本年5月に施行する予定の「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」によって、受刑者には必要な矯正処遇を受けることが義務付けられることとなります。性犯罪者処遇プログラムについても、受講が必要なものには義務として受講させ、これまで以上に強力な働き掛けを行っていきます。

保護観察所のプログラム

保護観察所におけるプログラムの対象者は、刑務所から仮釈放された性犯罪者及び保護観察付執行猶予中の性犯罪者となっています。

保護観察所においては、性犯罪被害者の感情を理解させたり、自分が性犯罪を起こす危険性の高い状況を自覚させ、これに対する具体的な対処策を考えさせることを主な内容とした「コア・プログラム」を実施します。

そのほか、刑務所においてプログラムを受けていない者に対する「導入プログラム」、保護観察官及び保護司との面接や家庭訪問により、生活実態把握と指導を行う「指導強化プログラム」、性犯罪者の家族をサポートする「家族プログラム」を実施します。

なお、特に、仮釈放者に対しては、プログラムを受けることを、仮釈放時の遵守事項として設定し、義務付けます。保護観察執行猶予者には、現行法においては、特別遵守事項を付けることができないため、プログラムを受講するように強く説得していきます。

改善点は…

これまでも、現場職員の工夫によって独自のプログラムを実施している例はありましたが、全国規模で科学的・統一的な指導が実施されているわけではありませんでした。今後は、指導職員の専門研修を行うなど、実施体制を整えた上でプログラムを行い、性犯罪の再犯防止に向けて更なる努力を続けていきます。



検察事務官



奥井勇次さん(37歳)
東京地方検察庁

検察事務官の職務内容

検察事務官は、最高検察庁、高等検察庁(支部、地方検察庁(支部)及び区検察庁)に配置されています。検察事務官の仕事は、私の担当している事件受理を始め様々なものがあり、検察官の捜査・公判の職務が円滑に遂行できるよう補助しています。よく、テレビ等で「送検」「書類送検」という言葉を耳にされると思いますが、それは、警察等が事件を検察庁に送るということです。そして、私たち検察事務官が、その事件記録の受理手続を行い、書類に不備がないか、記載事項に誤りがないかなどの点検・確認をして、速やかに事件記録が検察官の手に届くよう努めています。

検察事務官のやりがい

検察官の指示を受け、迅速かつ的確に事務処理を行う必要があるため、ほどよい緊張感のある仕事です。六法を広げているうちに法律に親しみが持てるようになり、根拠規定を見つけ出した瞬間は、この上ない喜びを感じます。

ものであるから、国民から厚い信頼を受ける重要な仕事であるとの説明を受け、検察事務官になる決心をしました。

国民のみなさんに対するメッセージ

最近、様々な重大事件のニュースを耳にしますが、そのような事件が二度と起こらないよう検察官・検察事務官が一体となって職務を遂行していきますので、国民のみなさんのご協力をお願いします。

仕事をすることで、うれしかったこと、苦労したこと

うれしかったことは、初めて事件受理の担当をして右往左往しているとき、上司・先輩から温かい指導を受け、日々勉強になったことです。また、事件記録の受理は、スピードと正確さが要求される仕事ですが、件数も多いので、油断しているとすぐに事件記録が山積みになってしまい、自分の勉強不足もあって、その事務処理に苦労しています。

検察事務官になった理由・きっかけ

採用面接の際に、検察事務官の仕事は治安の安定に貢献する



新「会社法」での主な変更点

内 容	現行制度	新「会社法」
表 記	カタカナ文語体	ひらがな口語体
設立できる会社	株式会社, 有限会社, 合名会社, 合資会社	株式会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社
最低資本金額	株式会社: 1000万円 有限会社: 300万円	制限なし
発起設立時の 払込金保管証明	必 要	代表者の証明書に預金通帳の 写しを合てつしたもので可 せん。
取締役の数	株式会社: 3人以上 有限会社: 1人以上	1人以上
取締役の任期	株式会社: 原則 2 年 有限会社: 制限なし	原則 2 年 (株式譲渡制限会社は最長 10 年)
会計参与	規定なし	すべての株式会社で設置可能 (新 設)

本年5月に会社法の施行が予定されていますので、これに伴って変わる登記の手続等について説明します。

1 まもなく
会社法が
施行されます。

お待ち
いたしました!



すでに登記をしている会社について、会社法が施行されると登記事項が変わりますが、そのうちの大部分は登記官が登記をしますので、新たに登記の申請をしていただく必要はありません。

2 会社も
何か登記
しなれば
いけないの?

すでに
登記をして
いる

ただし、例外として会社法の施行日から6か月以内に登記の申請が必要な会社もありますので、詳しくは法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji92.html>)をご覧ください。

なお、特例有限会社を通常の株式会社にする場合は、商号の変更による特例有限会社の解散の登記と株式会社設立の登記が必要となります。

3 今ある
有限会社は
何か手続を
しなれば
いけないの?

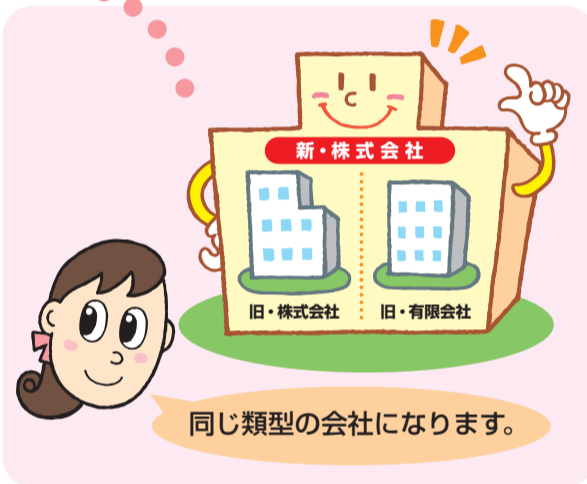
有限会社は会社法の施行と同時に特例有限会社となり、株式会社の一種となります。この際に必要となる登記申請は一部を除いてありません。登記が必要となる有限会社については法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji92.html>)をご覧ください。

これまで、同一市区町村内で同一の目的を有する会社については類似の商号を登記することができませんでしたが（これを類似商号規制といいます）。そのため、既に登記された商号と類似商号の会社はその目的を具体的に記載していただかなければ、登記申請が受理されませんでした。しかし、会社法では類似商号規制が廃止されたため、会社の目的を細かく記載しない場合でも登記は受理されることとなります（具体性は必要とされません）。

なお、これまでどおり具体性のある目的を登記することも可

4 目的には
何を書いても
いいの?

これまで、同一市区町村内で同一の目的を有する会社については類似の商号を登記することができませんでしたが（これを類似商号規制といいます）。そのため、既に登記された商号と類似商号の会社はその目的を具体的に記載していただかなければ、登記申請が受理されませんでした。しかし、会社法では類似商号規制が廃止されたため、会社の目的を細かく記載しない場合でも登記は受理されることとなります（具体性は必要とされません）。



6 お願
い

会社法の施行に伴う登記事項の変更作業をすべてのコンピュータ化された庁において完了するには、施行後1か月程度を要する見込みです。その間、登記事項証明書等をご請求される皆様には大変ご迷惑、ご不便をおかけしますが、この点についてご理解願います。

5 共同代表の
登記は
どうなるの?

会社法及び整備法の施行により、共同代表（代理）制度は廃止され、登記事項ではなくります。現在共同代表取締役、共同代表執行役、共同支配人として登記されている会社についても、会社法施行日以降は登記事項ではなくります。また、共同代表（代理）を廃止する登記は登記官が行います。

なお、法人等のうち共同代表の定めが廃止されるものについては法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/MINJI/index.html>)をご覧ください。



パネリストとして登壇し、会場からの質問に答えるなど、活発な意見交換が行われました。どの会場にも多くの市民が足を運び、なかには立ち見が出る開催地もあり大盛況で、裁判員制度への関心の高さがうかがえました。

今後、法務省は、国民のみなさんに裁判員制度について知っていただくため様々な機会を設けます。是非、ご参加くださいますようお願いいたします。

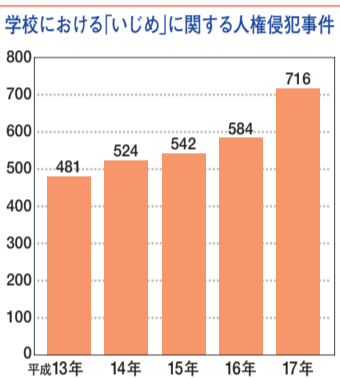
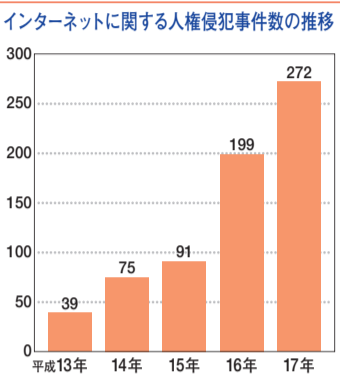
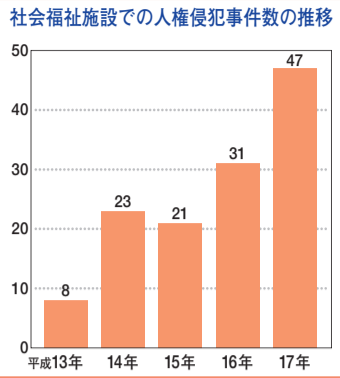
会社法施行に伴う登記がはじまります!



平成21年から裁判員制度が始まります。法務省では、広く国民のみなさんに裁判員制度の意義・内容をご理解いただくため、さまざまな広報啓発活動を行っているところです。

その広報啓発活動の1つとして、直接国民のみなさんと対話しながら、裁判員制度について理解を深めてもらうことを目的としたシンポジウム「裁判員制度を知ろう」を全国各地で開催しました。昨年7月、京都市で開催したのを皮切りに、本年2月末までに、熊本市、山口市、松山市、札幌市、仙台市、岐阜市、大阪市、東京都で開催しました。同シンポジウムでは、裁判員制度の制度説明や俳優の中村雅俊さんが監督を務め法務省が企画制作した広報ビデオ「裁判員制度—もしもあなたが選ばれたら—」を上映し、上映後は同シンポジウムの目玉であるパネルディスカッション「裁判員制度を知ろう」を開催しました。

広報ビデオに出演している西村雅彦さんや加藤夏希さんら俳優陣のほか、法曹関係者や開催地出身の著名人、有識者などが



障害のある人への人権侵犯
平成17年中における、障害のある人を被害者とする人権侵犯事件数(社会福祉施設内での事件を除く)は299件で、平成13年から5年連続して増えており、このうち、雇用差別などの差別待遇が8割以上(246件)で、平成13年と比べると約2.4倍となっています。

インターネットを利用した人権侵犯
インターネットを利用した人権侵犯事件数は、ここ数年急激に増加しており、平成17年は、前年の199件をさらに約37%上回り、272件となりました。法務省の人権擁護機関では、平成16年に改定された「プロバ

子どもに対する人権侵犯
平成17年中における「学校におけるいじめ」※2は、716件となっており、昨年に比べ約23%増加しています。この種の事件はここ数年増加し続けています。また、平成17年の児童虐待件数は482件で、昨年に比べ約17%、5年前と比べると約25%減少しているものの、依然として高い水準にあります。法務省の人権擁護機関では、関係機関との連携を図りながら、実効的な被害者の救済に努めてい

ます。法務省・地方法務局及びその支局では、人権相談所を開設するとともに、人権侵犯事件の被害申告を受け付けております。被害の申告をされるときは、法務省ホームページに掲載されている「被害申告シート」をご利用いただくと便利です。また、法務省の人権擁護機関では、女性と子どもの人権相談専用電話番号を全国共通番号としました。電話番号は次のとおりです。

●女性の人権ホットライン
ゼロナセロのホットライン
0570-070-810

●子どもの人権110番
ゼロナセロのひやくとほばん
0570-070-110

一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

平成17年の人権侵犯事件について

法務省の人権擁護機関では、「人権を侵害された」という被害者からの申告などをもとに人権侵犯事件として救済手続を開始し、被害の救済に努めています。

平成17年に取り扱った人権侵犯事件は2万3806件で、過去最大の件数であった前年の2万2877件をさらに4.1%上回る結果となりました。ここでは、平成17年における人権侵犯事件の特徴について紹介します。

ハンセン病に関するビデオ上映会を開催しました。
法務省人権擁護局と(財)人権教育啓発推進センターは、2月3日、法務省で、ハンセン病啓発アニメーションビデオ「未来への虹」のおじさんは、ハンセン病」上映会及び講演会を開催しました。



●杉浦法務大臣



●平沢保治さん

入所者自治会のみなさんなど、約160名が参加しました。杉浦法務大臣ほかのあいさつに続き、ハンセン病元患者である平沢保治さんによる講演が行われました。

平沢さんは、ご自身が受けた「差別」について話し、「辛いとき、今日見たビデオや、私が話したことを思い出して、誰にも負けない元気な人になってほしい」と呼びかけました。小学生のみなさんは、その言葉をしっかりと受け止め、「人権」の大切さについて理解と認識を深めたことと思います。

「未来への虹」は、全国の法務省・地方法務局及び(財)人権教育啓発推進センターで貸出しを行っていますので、みなさんもぜひご覧ください。



人権イメージキャラクター
人KENまるも君 人KENあゆみちゃん

すてきな情報! 満載! Information

★平成18年度法務教官採用試験の試験日程等は次表のとおりです。

日	程	概要
受付期間	平成18年4月3日(月)～平成18年4月14日(金)	(受付) 法務省各矯正管区、那覇少年鑑別所
第1次試験	平成18年6月11日(日)	(試験地) 全国12試験地 (試験内容) 教養試験(多肢選択式) 専門試験(多肢選択式) 専門試験(記述式)
第1次試験合格者発表	平成18年7月4日(火)	(発表場) 人事院事務総局 人事院各地方事務局、人事院沖縄事務局 法務省各矯正管区、那覇少年鑑別所
第2次試験	平成18年7月12日(水)・7月13日(木)	(試験地) 全国9試験地 (試験内容) 人物試験 身体検査 身体測定
最終合格者発表	平成18年8月29日(火)	(発表場) 人事院事務総局 人事院各地方事務局、人事院沖縄事務局 法務省各矯正管区、那覇少年鑑別所

★6月1日は「人権擁護委員の日」です。
法務省及び全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国的な啓発活動を展開しています。本年も、6月1日を中心に全国各地で特設人権相談所を開設します。詳しくは、お近くの法務省・地方法務局にお問い合わせください。

★不法就労外国人対策キャンペーン月間 ●期日 平成18年6月1日～30日
外国人や事業主等を対象に不法就労の防止について理解と協力を求めるためリーフレットを配布したり幅広い広報活動を行います。

★「第11回偽変造文書鑑識技術者セミナー」を開催しました。
法務省入国管理局は、2月21日・22日に標記セミナーを開催しました。このセミナーでは、東南アジア諸国を始め18の国、地域及び国際機関の偽変造旅行文書等の鑑識技術者並びに国内関係機関の担当者が集まり、最近の偽変造旅行文書等に関する情報交換や意見交換を行いました。

わんが博士のQ&Aコーナー
お答えします
「矯正施設」について

今回の質問は?

Q 全国に施設はどのくらいありますか?
A 平成17年4月1日現在で、刑務所が59庁、少年刑務所が8庁、拘置所が7庁、少年院が52庁、少年鑑別所が52庁及び婦人補導院が1庁あります。

Q 拘置所と刑務所の違いは何ですか?
A 被疑者や被告人など主に犯罪の疑いがある人を、裁判が終了するまでの間、収容しているのが拘置所です。一方、裁判で懲役刑などの判決を受け、刑が確定した人を収容しているのが刑務所です。

Q 刑務所を見学することはできますか?
A 全国の刑務所などでは、少なくとも1年に1回は広報を目的とした見学会を実施していますので、詳しい日時などは、お近くの刑務所にお問い合わせください。

Q 全国の刑務所や拘置所にはどれくらいの方が収容されているのですか?
A 平成17年12月末日現在で、男性が74,216人、女性が4,839人の合計79,055人が収容されています。